

通所訪問型短期集中サービス事業委託仕様書

1. 目的

生活機能が低下した高齢者に対して、通所型と訪問型を組み合わせ、短期集中的にその生活機能を改善し、利用者の望む暮らしを実現するための支援を行うことによって、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

2. 委託内容

通所訪問型短期集中サービスにおける通所型、訪問型の運営・実施

(1) サービス対象者

要支援1・2、事業対象者

(2) サービス概要

① 回数

利用者1人につき概ね3か月間を1クールとして、通所は週1回（計12回）、訪問は1クール中に1回とする。ただし、必要に応じて延長は可とし、サービス提供期間は最大概ね6か月までとする。

② 時間

通所は1回120分程度（送迎時間は除く）、訪問は1回40分程度とする。

③ 定員

4会場開催の場合、1会場あたり、毎月40人程度の利用者を受け入れること。利用者数は増減する可能性があるため、40人を超える場合も市と協議の上、可能な限り対応すること。

クラス数は事業者で設定すること。曜日・時間やクラス数は、利用者が選択しやすいよう工夫する。なお、利用者が利用する会場は市が調整し決定する。

④ 場所・設備

事業を実施できる場所を事業者が準備する。

広さは運動できる広さを確保する（1人3㎡を目安）。

⑤ 利用料

利用者負担はなしとする。

⑥事業完了報告

委託事業者より1クール終了後に(ア)、(イ)の書類を提出する

(ア)各利用者の体力測定結果（任意様式）

(イ)各利用者の「業務報告書」の最終月分（担当ケアマネに送付するもののコピー）

3. 業務内容

(1) 通所

① 「とよなかパワーアップ体操」の実施

② 生活機能を改善するための個別プログラムの実施

- ③ 複数人で行える運動の実施（個別プログラム実施中、待機の方に向けて）
- ④ 講話の実施
自立支援について（必須）、
介護予防に資する内容（運動、栄養、口腔、認知症予防、等）
- ⑤ 自立支援に向けた取り組みの実施（例：目標の設定、ホームプログラムの作成・指導、終了後も運動が継続できるツールの作成、地域資源の情報提供等）
- ⑥ 体力測定（握力、TUGは必須）、体重測定等による評価
- ⑦ 健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）
- ⑧ 送迎の実施（市内全域）
- ⑨ カンファレンスや報告書等による従事者と担当ケアマネジャーとの情報共有や地域包括支援センターや生活支援コーディネーターとの連携

※カンファレンスは従事者と市のリハビリ専門職等で実施することとする。その運用は定例実施として月末に開催し内容は、①翌月開始者の情報共有 ②翌月終了者（翌月訪問実施者）の情報共有、終了後の方針確認、③当月終了者の訪問後の報告と共有とする。

※利用者の目標設定やプログラムについて利用中間時に事業所内でカンファレンスを実施し軌道修正を行うこと。

(2) 訪問

- ① 身体機能・生活機能の評価
- ② 自立支援に向けて生活場面における指導・環境面の調整等
- ③ 終了後のセルフケア獲得をめざした介護予防手帳の配布と活用方法の説明

4. 従事者の配置

定員8人につき、原則下記の従事者を配置すること。※

なお、従事者には適宜、研修等を実施し、資質の向上に努めること。

職種	業務内容	条件	必要人数
リハビリ専門職 (理学療法士・作業療法士)	教室の運営管理・個人の状況に応じた指導、訪問による指導	実務経験（体力測定、個別・集団への運動指導）が1年以上ある者	1名以上 *リハビリ専門職の人数配置は以下の別表を参照
介助する者 (資格は問わない)	教室におけるプログラムの介助等	福祉業務等の経験がある者	必要に応じて配置
保健師・看護師	参加者の健康状態の把握（毎回のバイタルチェック等）	実務経験が1年以上ある者	1名以上 *リハビリ専門職が行える場合は、必要なし

※従事者の配置に示す職種の確保が困難な場合には、委託者との協議を行ったうえで、当該業を担える他職種による代替を例外的かつ一時的に認めるものとする。但し、その場合、事業者は早急に上記の配置を満たすよう職員確保に努めるものとする。

※所属施設内の同時間帯に実施される他事業等との兼務可

別表

① リハビリ専門職1名配置の場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	○ (7人)	×	○ (7人)	○ (7人)	×	×	×
午後	○ (7人)	×	○ (7人)	○ (7人)	×	×	×

各クラス受け入れ人数8人以内のためリハビリ専門職は1名配置で可

② リハビリ専門職2名配置の場合

	月	火	水	木	金	土	日
午前	×	○ (10人)	×	○ (10人)	×	×	×
午後	×	○ (10人)	×	○ (10人)	×	×	×

各クラス受け入れ人数8人以上のためリハビリ専門職は2名の配置が必要

5. その他

- (1) 介護保険法の理念に基づき、自立支援を促進するサービスを提供すること。
- (2) 緊急時の対応等の安全管理体制や個人情報の管理体制を整えること。
- (3) 期間中、委託の仕様について多少の変更が生じる可能性がある場合は、委託者・事業者間で協議の上、決定するものとする。
- (4) 事業者が実施する既存の事業の継続に支障を与えないこと（事業者が関係機関と事前に調整すること）